

介護保険通信

65歳以上の方の平成28年度の介護保険料が決定しました。
 「介護保険料賦課決定通知書(本徴収)」をご確認ください。(8月上旬郵送予定)

介護保険料の納め方

原則として年金からの天引きで納めます。
 年金額等に応じて納め方が異なります。



あなたの年金額は？

年額18万円(月額1万5千円)以上の方

特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に、介護保険料が天引きされます。

年額18万円(月額1万5千円)未満の方

普通徴収

偶数月に、口座振替または、納付書で納めていただきます。

※特別徴収と普通徴収を併用する場合があります。

こんなときは普通徴収になります。

■特別徴収の方の保険料額が本算定後、変更になったとき・・・

1. 増額の場合は特別徴収と普通徴収の併用徴収となります。
2. 減額となった場合、翌年の8月までは特別徴収ができないため普通徴収となります。

■他の市区町村から転入された方は・・・

いままで年金から天引きされていた方も当分の間、普通徴収となります。

■年金担保融資を受けたとき、または年金の現況届の提出が遅れたときなど・・・

年金から天引きができなくなるので当分の間、普通徴収となります。

■65歳になられた方は・・・

年金額が年額18万円以上の方も当分の間、普通徴収となります。

～仮徴収と本徴収～

仮徴収	4月(1期)	平成26年中の収入等をもとに、仮に計算した年間保険料額の半額を3回に分けて納めます。
	6月(2期)	
	8月(3期)	

本徴収	10月(4期)	平成27年中の収入等をもとに、確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いて3回に分けて納めます。
	12月(5期)	
	2月(6期)	

保険料を納めないでいると・・・

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、介護サービスを利用したときに滞納した期間に応じて償還払い化や給付減額などの措置があります。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

1年以上滞納すると

利用者がいったんサービスの全額を負担し、その後、申請により費用の保険給付分が支給されます。(償還払い化)



1年6か月以上滞納すると

滞納している保険料の額を本来支給される保険給付の額から差し引くことがあります。



2年以上滞納すると

利用者の負担が1割(または2割)から3割に引き上げられるなどの措置がとられます。(給付減額)

困ったときはご相談を！

災害などの特別な事情により、一時的に保険料が納められなくなったときは、保険料の減免や納付の猶予をうけられる場合があります。また、生活が著しく困窮し生計を維持することが困難であると認められた方は、保険料の軽減措置がありますので、ご相談ください。



65歳以上の方の介護保険料の決まり方



生活保護を受給している

いいえ

はい

あなたが住民税を課税されている

はい

いいえ

※1
前年の合計所得金額は？

同じ世帯に住民税を納めている人がいる

640万円以上

290万円以上
640万円未満

190万円以上
290万円未満

120万円以上
190万円未満

120万円未満

はい
前年の合計所得金額 + ※3
課税年金収入額が
80万円以下

いいえ
※2
老齢福祉年金を受給している

いいえ
前年の合計所得金額 +
課税年金収入額は？

はい
120万円を超える

いいえ
80万円を超え
120万円以下

はい
80万円以下

第10段階

第9段階

第8段階

第7段階

第6段階

第5段階

第4段階

第3段階

第2段階

第1段階

640万円以上の人が前年の合計所得金額が	290万円以上640万円未満の人が前年の合計所得金額が	190万円以上290万円未満の人が前年の合計所得金額が	120万円以上190万円未満の人が前年の合計所得金額が	120万円未満の人が前年の合計所得金額が	80万円を超える人が前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円以下の人が前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	120万円を超える人が前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円を超え120万円以下の人が前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	80万円以下の人が前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が	生活保護を受けている人、本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人、本人および世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が80万円以下の人
基準額 × 2.0	基準額 × 1.7	基準額 × 1.5	基準額 × 1.3	基準額 × 1.2	基準額	基準額 × 0.90	基準額 × 0.75	基準額 × 0.75	基準額 × 0.45	
139,680円	118,728円	104,760円	90,792円	83,808円	69,840円	62,856円	52,380円	52,380円	31,428円	

(平成27～29年度までの年間保険料)※4

※1「合計所得金額」は、収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類で計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※2「老齢福祉年金」は、大正5年4月1日以前に生まれた人などで、ほかの年金を受給できないなど一定の要件を満たす人に支給される年金です。

※3「課税年金収入額」は、国民年金や厚生年金などの公的年金収入額で、遺族年金や障がい年金などの非課税対象の年金は除きます。

※4「年間保険料」を計算した結果、年額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

おたすね / 高齢者福祉課 ☎21-6972